

全国一斉アスベスト被害ホットライン の実施について

行政だけにまかせておくできません！

03-5627-6007（関東以東）

052-837-7420（中部）

078-382-2118（関西以西）

11月25日・26日 9時～17時

【実施主体】

中皮腫・じん肺・アスベストセンター／全国労働安全衛生センター連絡会議

<http://www.asbestos-center.jp> / <http://www.joshrc.org>

〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

厚生労働省が行っている、「石綿による疾患の労災認定状況と労災認定があった事業場の情報の公表」にむけて、標記の全国無料電話相談を実施いたします。

私たちは、過去、随時同様のホットラインを実施してきました。その中で、非常に多数の被害者、家族と知り合い、補償、救済を実現し、制度の問題点を明らかにしてきました。

今次厚労省公表においても、広く報道されることで、被害者が被害を申し出る大切な契機となりますので、是非とも、本ホットラインのご紹介、ご掲載につきましてもよろしくお願い申し上げます。

本ホットラインの対象は、被害原因を問いません。

労働現場、公害、家族ばく露などすべての石綿被害が対象です。

ホットラインは、上記、全国3箇所の電話番号で受け付けます。それぞれの具体的着信先は

03-5627-6007（東京：中皮腫・じん肺・アスベストセンター）

052-837-7420（名古屋：名古屋労災職業病研究会）

078-251-1172（兵庫：ひょうご労働安全衛生センター）

となっていますが、最寄りの電話番号をご利用いただければとの趣旨です。

【石綿被害について専門の相談員が対応】

2005年6月のクボタショック前と比較すれば、今日の労災認定状況は改善しているものの、厚労省発表数字は、いまだに補償されていない被害者が多数存在することを示しており、さらなる被害の掘り起こしが不可欠です。そして、掘り起こしを進めるためには、被害者の立場に立った現場での支援が重要だと私たちは考

えます。

「病院や役所で相談しても、よくわからない」

「石綿を扱ったのがあまりに昔のことなので、なにをどう調べていいのか途方にくれている」

「労災申請したけれども、十分な調査がされず不支給処分を受けてしまった」

「建設業で働いていて肺がんになったため申請をしようとしたが、医者に石綿とは関係ないと言われた」

「同じ病気で治療している人の話をきいてみたい」

「夫が中皮腫の苦しさを自殺を凶ってしまった。どうしたらいいかわからない。」

「被害の原因をつくった企業を訴えることはできないか」

「仕事でなったのに、労災が適用できないと言われている」

「環境再生保全機構によって、石綿健康被害救済法でとりあえず認定されたが、原因をもっと明確にした
いし、できるなら労災補償を受けたい」

などなど……

こうした、石綿被害の補償、救済、療養に関する相談に、専門の相談員が対応します。必要に応じて、弁護士、医療機関の紹介などを行います。

【今日の医療事情や制度の不備からくる「認定(救済)もれ」被害者の支援】

・ 石綿関連肺がんが圧倒的に埋もれています。建設作業員など、長年知らず知らずに石綿にばくろして、肺がんになってもタバコのせいとされがちです。中皮腫にくらべ、肺がんになってもどうしたら労災などに行けるのか知らないことが多いです。

また、2007年に、労災認定基準を事実上きびしくする通達が出され、請求しても認められない例があり、このことなどのため、現在全国で5件の肺がん労災裁判さえ起こされています。

さらに、労災時効救済などでは、医学的な資料がなくとも、同僚・同一構内などで石綿労災認定があれば、それも参考に認定することになっていますが、監督署によってはそのとおりにせず、対応がまちまちになっています。

・ 石綿肺やじん肺一般は、間質性肺炎や肺線維症など別の呼吸器疾患と誤診されていることもあり、やはり被災者が埋もれがちです。患者と家族の要求により、今年7月から環境省の救済給付でも、石綿肺のうち著しい肺機能障害がある場合、認定されることになりました。建設業など自営業者の被害があれば、補償・給付につなげることができます。

こういった問題に遭遇した被害者は、泣き寝入りしている場合がほとんどで、被害者の立場に立った支援を必要としています。ホットラインは、医療事情や制度の不備のために認定・救済されなかった方々からの相談に積極的に対応します。